

奈良県の知財への取り組み

奈良県商工労働部産業科学振興室 室長補佐 西岡 久隆

目次

1. はじめに
 2. 産業界の現況と支援策
 3. 県有知財の活用状況と研究環境の整備
 4. 県の知財施策の方向
 5. おわりに
-

1. はじめに

本県では、平成15年3月に「奈良県科学技術振興指針」を策定し、研究開発の推進と研究開発成果の移転を推進しています。以後、知的財産（以下「知財」という。）に関する取り扱い状況は、県の産業振興施策のなかで大きく変わってきています。平成16年度からは、「ならテクノ・リエゾン」なる県が行う技術移転システムとして、他府県に例を見ないユニークな取り組みも始動しました。知財を戦略として明確に位置づけすべく推進しており、その礎は着実に実行されつつあると認識しています。

ここでは、商工労働部所管の知財関連施策について紹介し、本県の取り組み状況を理解していただければと思います。

2. 産業界の現況と支援策

(1) 奈良県産業の現況

県内製造業の平成13年度における事業所数（5,980事業所）の構成比は、全国の1.1%（近畿5.2%）を占めているにもかかわらず、出荷額（2,178,054百万円）は0.8%（近畿4.5%）にとどまっています。電気機械などの一部大企業を除き、99%は中小企業ですが、中には、独自の技術・ノウハウを持ち、自社において独自の・革新的な研究開発を行い、新製品・新技術を生み出している研究開発型企業も多々あります。〔資料：経済産業省「工業統計調査」〕

(2) 本県における知財出願状況

県では、過去10年間における特許、実用新案、意

匠の出願状況を把握するため、平成15年度に調査を実施しました。出願数は約7,800件で、年間710件を360人（企業も一人とする）が出願し、これは全国の0.16%にあたります。事業所数や出荷額の全国比からしてやや少ない感じがします。そのうち6割の出願に企業が関係しています。産業分野別に見ると、「一般機械」「プラスチック」「電気機械」「鉄鋼・非鉄金属・金属製品」「繊維・衣服」の5分野に関係する出願が上位を占めており、奈良の地場産業の構成が反映されています。〔資料：やまと知的ポテンシャル調査分析事業報告書〕

(3) なら産業活性化プラザの整備

平成15年度、中小企業の経営課題にワンストップ型で専門性の高い支援を行うため、奈良市柏木町に産業振興拠点「なら産業活性化プラザ」を整備し、奈良県工業技術センター（知的所有権センター）に知財権の検索や特許を活用する機能を集約し、（社）発明協会奈良県支部の相談会と併せて、総合的な知財権の有効活用を支援しています。なら産業活性化プラザには、経営支援機関として（財）奈良県中小企業支援センターも入居しています。

(4) 奈良県版技術移転システム（ならテクノ・リエゾン*）の始動

産学連携*を通して技術移転の促進を図るため、なら産業活性化プラザにおいて『ならテクノ・リエゾン』を始動しました。このシステムは、企業訪問を通して企業に必要な技術（ニーズ）を追求する考えに立っています。産学交流や技術連携を経験した中小企業支援センターのコーディネータのほか、県内の6公設試験研究機関（以下「公設試」という。）（保健環境研究センター、薬事研究センター、工業技術センター、農業技術センター、畜産技術センター、森林技術センター）の研究部門責任者をコーディネータとして配置し、各コーディネータを部局横断的に連携させている

点に大きな特徴があります。この取り組みには、知的所有権センターの特許流通アドバイザーや特許情報活用支援アドバイザーも連携しており、知財権の活用機能も有しています。

(5) 知的所有権センターの設置

平成9年、工業技術センター特許公報室が特許庁から知的所有権センターとして認定を受け、企業等を対象に特許公報閲覧、特許情報提供、特許情報検索に関する指導相談、特許情報有効活用事業等を実施しています。知的所有権センターでは、下記のアドバイザーを設置し、(社)発明協会奈良県支部の実施事業とともに効率的に支援しています。

① 特許流通アドバイザー

企業や大学、研究機関などに蓄積されている未利用技術(特許)や、テクノ・リエゾンの活動から生まれた産研学連携による研究開発成果を活用するため、積極的に企業・大学・公設試を訪問して移転を促進するとともに、全国に配置されたアドバイザー間の広域ネットワークを通じて技術移転を促進しています。

② 特許情報活用支援アドバイザー

中小企業等の特許情報を活用した技術開発を支援するため、県内における知財の創造、保護及び活用に関する意識の向上を目指しています。企業等への訪問指導により、特許情報の積極的活用を促すとともに、特許情報の効果的な活用等に関する総合的支援を行うことにより、中小企業等の技術開発及び事業化の進展に寄与しています。

③ 知的所有権アドバイザー

中小企業等における特許戦略を側面から支援するため、弁理士資格を有し、国内外の知的所有権に精通して、権利化の要請に応じるための先行技術調査、企業活動における特許情報の活用、知財に関する出願・権利紛争・法令の相談指導を実施しています。

④ (社)発明協会奈良県支部実施事業(県との共同支援)

支部会員等の企業活動における特許情報の活用、知的所有権に関する出願・権利紛争・法令の相談指導、知財に関する相談に応じるため支部委託弁理士の無料相談会と出願アドバイザーによる出願事前相談、先行技術調査、電子出願支援を行っています。調査・相談・出願の一連の流れに弁理士と出願アドバイザーが連携して支援しています。

3. 県有知財の活用状況と研究環境の整備

(1) 県有特許活用の状況

平成16年3月現在、県(公設試)の知財の保有件数は特許28件、意匠1件の計29件です。うち、4件が共同研究成果として企業との共同出願となっています。平成15年度は、8件の特許が県内外の企業に実施許諾され、実施実績があがりつつあります。

(2) 知的財産権研修

知財権に関する知識について、県立医大教官及び公設試研究員を対象に研修を行うことによって、特許に関する知識を持ち自ら積極的に特許取得を目指す環境づくりを行っています。カリキュラムは、知財権に関する基礎知識から始まって、特許出願を円滑に行えるような実践研修として、出願の際の準備作業、留意事項、出願書類の記入方法等にいたるまで幅広く設定しています。

(3) 発明の奨励

平成16年度から、県立医大や公設試で、技術シーズの蓄積、製品の高付加価値化、生産性の向上等産業界ニーズに相応した技術開発を行い、成果の産業界への技術移転を推進するため、教官や研究員が行う技術開発活動を活発化させることを目的としたインセンティブ策を導入しました。「奈良県職員がした発明等の取り扱いに関する条例施行細則」の乗率について改訂を行い、教官や研究員への実績補償金を100万円以下100分の50、100万円超100分の25に引き上げています。

(4) 知財を生みだすための環境整備

テクノ・リエゾンの活動から生まれた公設試等の産研学連携組織が、環境省や経済産業省、農林水産省の競争的研究資金を獲得し、研究や技術開発に着手したり、関西文化学術研究都市で展開されている知的クラスター創成事業の研究シーズとの連携も積極的に行い、知財権の有効活用を図っています。また、公設試研究員が、他の公設試又は大学・企業等と共同研究する場合に庁内での公募型研究資金を設け、研究活動の推進を図っています。今後は、外部の専門的な知識経験を有する人材を受け入れる「任期付研究員制度」も積極的に活用し、知財につながる研究活動を活発化させる予定です。

4. 県の知財施策の方向

(1) 県有知財の一元管理

県が特許を保持することは、県立医大や公設試に蓄積した研究開発成果の県内企業への、公平で確実、迅速な技術移転において、非常に有効であると思います。しかし、知財の維持管理と共有の場合は共同研究相手との調整が必要となります。産研学共同研究の推進により、将来的に知財出願件数が増加することや、権利の実施許諾時においてトラブルの発生も予想されます。現在のところ、県有とすべき判断基準や実施許諾方針、処理体制等の整備や必要経費の予算化が不十分です。この点は、全庁的な課題であり、関係部局と積極的に議論しています。

(2) 県の知財施策に関する課題

本県の知財に関する取り組みは、事務担当者から発明当事者の県立医大教官及び公設試研究員にいたるまで、必ずしも十分な対応が図られているとは限りません。維持経費削減策で、権利放棄した技術を活用して商品化された事例もあり、関係者にとっては複雑な思いです。従来から、未活用特許をいかに取り扱うかは管理上の課題ですし、知財施策の推進には、その価値を適切に評価するしくみや人の整備も必要です。

5. おわりに

全国的には、知財出願は増加傾向にあると思います。県によっては、県有特許等実施許諾要領を県内産業振興重視に改訂したところもあります。知財の出願は、産業競争力の資源として、それぞれの地域における知的ポテンシャルを示す指標と考えられますが、実際に

活用できるかについてはその質的レベルを考察する必要があります。

本県は、科学技術振興指針の策定から、特許の有効活用を通して県内産業界の技術力強化を推進し、結果、地域の経済発展を目指すいわゆる科学技術駆動型施策の推進を図っています。

そのためにも、知財とは技術を権利保護し、『知的』財産として取り扱うことの認識をもって、発明の創出から権利化、使用許諾までのルールを明確にして、県内産業の活性化のため活用されることが何よりも必要であると考えています。

* 産研学連携：

産業界と大学等の研究機関と県の研究機関が連携し、地域産業の活性化や県民生活の向上を実現するために、互いの研究レベルやシーズ・ニーズを認識して、共同研究をはじめとする多様な連携関係を確立すること。

* ならテクノ・リエゾン：

産研学が効果的に連携できるよう、出会いから共同研究や商品開発を通じて新たな産業の創出に至る各ステージの支援メニューを整備した、技術移転システムである。本移転システムの形態は、ニーズオリエンテッドの考え方で運営しており、全国でも例のないユニークなものである。

お問合せ先

奈良県商工労働部産業科学振興室

TEL: 0742-22-1101 (3582)

E-Mail: nishioka-hisataka@office.pref.nara.lg.jp

URL: <http://www.pref.nara.jp/>